

## 【介護分】用語の定義・事業概要

## 1 用語の定義

この仕様書における用語の定義は下記のとおりとする。

- (1) 介護サービス事業所：訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、及び多機能型サービス事業所をいう。
- (2) 訪問系サービス事業所：訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所をいう。
- (3) 通所系サービス事業所：通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所をいう。
- (4) 短期入所系サービス事業所：短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所をいう。
- (5) 多機能型サービス事業所：小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。
- (6) 介護施設等：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅をいう。

以下、(1)～(6)を総称して「介護サービス事業所・施設等」という。

## 2 事業概要

- (1) 介護サービス事業所等職員への慰労金交付事業

## ア 対象サービス

石川県内の全ての介護サービス事業所・施設等

※利用者又は職員に感染者が発生している否かは問わない。

※介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、石川県での緊急事態宣言発令中（令和2年4月13日（月）から5月6日（水））に市町からの要請を受けて業務を継続していた事業所も対象に含む。

イ 対象者

アの介護サービス事業所・施設等に令和2年2月21日（金）から6月30日（火）までの間に通算して延べ10日以上勤務した者で、「利用者との接触」を伴い、かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員

※派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該介護サービス事業所・施設等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含む。

※1日当たりの勤務時間は問わず、複数の事業所で勤務した場合は合算して計算する。

ウ 交付額

	区分1	区分2	給付額
①	利用者に感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員	<訪問系> 実際に感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員 <その他の介護事業所・施設> 実際に感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（※）以降に当該事業所・施設で勤務した職員 （※）患者：症状が出た日、濃厚接触者：感染者と接触した日	20万円
		上記以外の職員	5万円
②	①以外の介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員		5万円

エ 対象施設等数及び対象法人数、対象者数

約2,600事業所・施設（推計）、約950法人（推計）、約48,000名（推計）

オ 交付スキーム

- ① 県は、介護サービス事業所・施設等、介護サービス事業所・施設等を運営する法人（以下「各法人」という。）に対し、事業案内を電子メール等で送付し、事業の申請開始を周知

※申請方法について

○WEB：入力フォームによるオンライン申請

○郵送：申請様式を県HP からダウンロードし、郵送で申請

※申請は法人単位とし、事業案内にもその旨を明記する。

- ② 各法人は、全職員に係る交付の可否、金額の当てはめ、対象者から代理受領委任状を徴収したうえで、WEBまたは郵送で申請

※郵送の場合は、必要書類（事業所ごとの事業計画書、慰労金受給職員表等）と合わせて県に申請書を提出

また、本通の郵送に加え、電子メールでの電子ファイルの提出も求める予定

- ③ 県は、申請書を審査のうえ、各法人に対し、交付決定通知を発送するとともに、事業所に対して事業費（事業所ごとの慰労金総額）の概算払いを行う。

- ④ 各法人による事業執行（対象者への慰労金の支払い）

- ⑤ 各法人は、事業完了後、県に対し必要書類と合わせて実績報告書を提出

- ⑥ 県は、実績報告書を審査し、各法人に対し、額の確定通知を発送する。

過払いがあった場合は、返還手続きを行う。

※離職者など各法人から支払いが困難な対象者については、法人を経由せず、対象者と直接申請・交付事務等を行う形を想定

カ 交付スケジュール（想定）

実施期間（予定）	内容
令和2年8月中旬～12月下旬	各法人からの申請書受付
令和2年8月中旬～令和3年1月上旬	申請書の審査
令和2年8月中旬～令和3年1月上旬	・ 県から交付決定通知の発送、 <u>各事業所への事業費（事業所ごとの慰労金総額）の概算払い</u> ・ 各法人での事業執行（対象者への慰労金の支払い）
令和2年9月上旬～令和3年2月下旬	各法人からの実績報告書受付
令和2年9月上旬～令和3年3月上旬	実績報告書の審査
令和2年9月上旬～令和3年3月上旬	額の確定通知の発送、過払いがあった場合の返還手続き

(2) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

ア 対象サービス

石川県内の全ての介護サービス事業所・施設等

※利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。

※各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

#### イ 対象者

令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等

#### ウ 対象経費

（例）衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染防止を徹底するための面会室の改修費、消毒費用・清掃費用、タブレット等のICT機器の購入又はリース費用等

#### エ 交付額

支援対象サービスの種別ごとに基準単価を設定

#### オ 対象施設等数及び対象法人数

約2,600事業所・施設（推計）、約950法人（推計）

#### カ 交付スキーム

- ① 介護サービス事業所・施設等及び各法人に対し、事業案内を電子メール等で送付し、事業の申請開始を周知

※申請方法について

○WEB：入カフォームによるオンライン申請

○郵送：申請様式を県HPからダウンロードし、郵送で申請

※申請は法人単位とし、事業案内にもその旨を明記する。

- ② 各法人は、WEBまたは郵送で申請

※郵送の場合は、必要書類（事業所ごとの事業計画書等）と合わせて県に申請書を提出

また、本通の郵送に加え、電子メールでの電子ファイルの提出も求める予定

- ③ 県は、申請書を審査のうえ、各法人に対し、交付決定通知を発送するとともに事業所に対して事業費の概算払いを行う。

- ④ 各法人による事業執行

- ⑤ 各法人は、事業完了後、県に対し、必要書類と合わせて、実績報告書を提出

- ⑥ 県は、実績報告書を審査し、各法人に対し、額の確定通知を発送する  
過払いがあった場合は、返還手続きを行う。

キ 交付スケジュール（想定）

実施期間（予定）	内容
令和2年8月中旬～12月下旬	各法人からの申請書受付
令和2年8月中旬～令和3年1月上旬	申請書の審査
令和2年8月中旬～令和3年1月上旬	・ 県から交付決定通知の発送、 <u>各事業所への事業費の概算払い</u> ・ 各法人での事業執行
令和2年9月上旬～令和3年2月下旬	各法人からの実績報告書受付
令和2年9月上旬～令和3年3月上旬	実績報告書の審査
令和2年9月上旬～令和3年3月上旬	額の確定通知の発送、過払いがあった場合の返還手続き

（3）在宅サービス事業所による利用者への再開支援助成事業

ア 対象サービス

石川県内の訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び多機能型サービス事業所（以下、「在宅サービス事業所」という。）

イ 対象者

令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者（在宅サービス事業所を利用していった者で過去1ヵ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない者）への利用再開支援を行った在宅サービス事業所（利用再開支援の具体例は別途提示）

ウ 交付額

対象サービスの種別毎及び利用再開支援の種別毎に、基準単価を設定

エ 対象施設等数及び対象法人数

約2,000 事業所・施設（推計）、約700 法人（推計）

オ 交付スキーム

（2）カと同じ

カ 交付スケジュール（想定）

（2）キと同じ

（4）在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

ア 対象サービス

（3）アと同じ

イ 対象者

令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所

ウ 対象経費

「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する購入費用等

(例) 長机、飛沫防止パネル、換気設備、感染防止のための内装改修費

エ 交付額

1 事業所あたりの基準単価を設定

オ 対象施設等数及び対象法人数

約2,000 事業所・施設(推計)、約700 法人(推計)

カ 交付スキーム

(2) カと同じ

キ 交付スケジュール(想定)

(2) キと同じ